

農林水産委員会議録 第二号

(九六)

衆議院

平成二十一年三月十二日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 遠藤 利明君

理事 今村 雅弘君 理事 木村 太郎君

理事 七条 明君 理事 宮腰 光寛君

理事 宮下 一郎君 理事 宮下 一郎君

理事 筒井 信隆君 理事 宮腰 光寛君

理事 安次富 修君 理事 宮腰 光寛君

井上 信治君 理事 宮腰 光寛君

飯島 夕雁君 理事 宮腰 光寛君

江藤 拓君 理事 宮腰 光寛君

近江屋信広君 理事 宮腰 光寛君

齊藤斗志二君 理事 宮腰 光寛君

徳田 耕君 理事 宮腰 光寛君

永岡 桂子君 理事 宮腰 光寛君

西本 勝子君 理事 宮腰 光寛君

森山 裕君 理事 宮腰 光寛君

若宮 健嗣君 理事 宮腰 光寛君

小平 忠正君 理事 宮腰 光寛君

神風 英男君 理事 宮腰 光寛君

村井 宗明君 理事 宮腰 光寛君

菅野 哲雄君 理事 宮腰 光寛君

農林水産大臣 石破 茂君 理事 宮腰 光寛君

農林水産副大臣 石田 祝穂君 理事 宮腰 光寛君

農林水産大臣政務官 江藤 拓君 理事 宮腰 光寛君

農林水産委員会専門員 板垣 芳男君 理事 宮腰 光寛君

辞任

小野 次郎君 理事 宮腰 光寛君

木原 稔君 理事 宮腰 光寛君

補欠選任

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件  
は本委員会に参考送付された。

委員の異動

三月十二日

小野 次郎君 理事 宮腰 光寛君

木原 稔君 理事 宮腰 光寛君

同日

辞任

補欠選任

同日

このような状況を踏まえ、国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようになります。また、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、米穀等を取り扱う事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報の記録、保存しなければならないこととしております。

第二に、米穀等を取り扱う事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について一般消費者への販売または提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととし、主務大臣はその違反者に対して勧告及び命令を行うことができるとしております。

続きまして、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申します。

米穀は、国民の主食であり、最も安心して食べたい食物であるとともに、我が国農業の基幹作物でもあることから、その適正かつ円滑な流通を図ることが重要であります。

しかしながら、昨年の事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転用されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信赖が大きく揺らぐこととなつたところであります。

このため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方針その他の米穀の出荷または販売の事業を行う者がその業務の方法に遵守すべき事項を定めることができることとし、その違反者に対し、勧告及び命令を行うこととしておりま

す。

第二に、立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととしております。

以上が、これら三法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、参考人の出席を求める意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十五分散会

**米穀の新用途への利用の促進に関する法律案**

(目的)

第一条 この法律は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることによ

り、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であつて、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「新用途米穀」とは、新用途米穀加工品の原材料として用いられる米穀をいう。

3 この法律において「生産者」とは、新用途米穀の生産の事業を行なう者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生産の事業を行なう者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「農業協同組合等」という。)をいう。

4 この法律において「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行なう者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で当該製造の事業を行なう者を構成員とするもの(以下「事業協同組合等」という。)をいう。

5 この法律において「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工品であつて、農林水産省令で定めるものをいう。

6 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの(以下「促進事業協同組合等」という。)をいう。

一 新用途米穀加工品を原材料とする加工品製造又は販売の事業を行う者

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

2 第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところに掲げる措置を行なう場合には、

製造事業者及び促進事業者が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行なう場合にあっては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲げる

措置のすべて)を行うことにより新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行なう場合にあっては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売の行程を含む。)の総合的な改善を図る事業をいう。

一 生産者と製造事業者との間における新用途米穀の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

イ 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稻の品種の導入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入

その他の製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産を図るために必要な措置

ロ 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品の製造の高度化を図るために必要な措置

ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高

度化又は需要の開拓を図るために必要な措置であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するもの

8 この法律において「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工品の原材料に適する稻の新品種の育成をする事業であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するものをいう。

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところに掲げる事項を定め

るものとする。

- 一 米穀の新用途への利用の促進の意義及び基  
本的な方向
- 二 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実  
施に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、米穀の新用途  
への利用の促進に関する重要な事項
- 四 水田の有効活用、新用途米穀の適正な流通  
の確保その他の米穀の新用途への利用の促進  
に際し配慮すべき重要な事項
- 5 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米  
穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の  
長期見通しその他の事情を勘案して定めるもの  
とする。
- 6 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢  
の推移により必要が生じたときは、基本方針を  
変更するものとする。
- 7 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ  
を変更しようとするときは、あらかじめ、関係  
行政機関の長に協議するとともに、食料・農  
業・農村政策審議会の意見を聽かなければなら  
ない。
- 8 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ  
を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな  
ければならない。
- (生産製造連携事業計画の認定)
- 第四条 生産者及び製造事業者促進事業者が第  
二条第七項第一号ハに掲げる措置を行おうとす  
る場合にあっては、生産者、製造事業者及び促  
進事業者は、共同して、生産製造連携事業に  
関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等  
又は促進事業協同組合等にあっては、その構成  
員の行う生産製造連携事業に関するものを含  
む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作  
成し、農林水産省令で定めるところにより、こ  
れを農林水産大臣に提出して、その生産製造連  
携事業計画が適当である旨の認定を受けること  
ができる。

2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項

- 3 第二号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の  
所在地並びに法人にあっては、その代表者の  
氏名
- 二 生産製造連携事業の目標
- 三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連  
携事業に製造事業者又は促進事業者當該製  
造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又  
は促進事業協同組合等である場合にあつて  
は、その構成員を含む。)の行う農業改良資金  
助成法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の  
農業改良措置(第八条第一項において「農業改  
良措置」という。)を支援するための措置(農業  
經營に必要な施設の設置その他の農林水産省  
令で定めるものに限る。同項において「農業  
改良支援措置」という。)が含まれる場合に  
あつては、その措置の内容を含む。)及び実施  
期間
- 四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類  
及び規模
- 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事  
項
- 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品であ  
る飼料の製造に関する措置が含まれる場合に  
あつては、当該飼料の製造を行う事業場の名  
称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設  
及び当該飼料を販売する事業場の所在地
- 七 生産製造連携事業を実施するために必要な  
資金の額及びその調達方法
- 八 その他の農林水産省令で定める事項

(生産製造連携事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定

を記載しなければならない。

- 3 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の  
認定に係る生産製造連携事業計画(第一項の規  
定による変更の認定又は前項の規定による変更  
の届出があつたときは、その変更後のもの。以  
下「認定生産製造連携事業計画」という。)に従つ  
て生産製造連携事業を行つていないと認める  
ときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について  
準用する。

- 3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一  
項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定  
による変更の認定又は前項の規定による変更  
の届出があつたときは、その変更後のもの。以  
下「認定新品種育成計画」という。)に従つて新品種  
育成事業を行つていないと認めるときは、その  
認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について  
準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

- 3 農林水産大臣は、認定生産製造連携事業計  
画に従つて行う生産製造連携事業(以下「認定  
事業」という。)に農業改良支援措置が含まれる場  
合において、当該認定生産製造連携事業を行  
う認定事業者等第四条第一項の認定を受け  
た製造事業者又は促進事業者をいう。以下この  
項において同じ。)又は認定製造事業者等が事業  
協同組合等若しくは促進事業協同組合等である  
場合におけるその構成員が当該農業改良支援措  
置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業  
改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規  
定を適用する。この場合において、同法第三条  
第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び  
米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と  
「農業者又はその組織する団体(以下「農業  
者等」という。)」とあるのは「同法第四条第二項  
第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業  
者等(同法第八条第一項の認定に係る新品  
種育成計画の変更等)」とあるのは「同法第二条等  
のもの」とする。

2 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水產省令  
で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、農  
林水產大臣の認定を受けなければならない。た  
だし、農林水產省令で定める軽微な変更につい  
ては、この限りでない。

3 農林水產大臣は、認定育成事業者が前条第一  
項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定  
による変更の認定又は前項の規定による変更  
の届出があつたときは、その変更後のもの。以  
下「認定新品種育成計画」という。)に従つて新品種  
育成事業を行つていないと認めるときは、その  
認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について  
準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

- 3 農林水產大臣は、第一項の認定の申請があつ  
た場合において、その生産製造連携事業計画が  
基本方針に照らし適切なものであり、かつ、生  
産製造連携事業を確実に遂行するため適切なも  
のであると認めるときは、その認定をするもの  
とする。
- 4 新品種育成事業を実施するために必要な資  
金の額及びその調達方法
- 5 新品種育成事業の内容及び実施期間
- 6 新品種育成事業を実施するために必要な資  
金の額及びその調達方法
- 7 農林水產大臣は、第一項の認定の申請があつ  
た場合において、その新品種育成計画が基本方  
針に照らし適切なものであり、かつ、新品種育  
成事業を確実に遂行するため適切なものである  
と認めるときは、その認定をするものとする。
- (生産製造連携事業計画の変更等)
- 8 農林水產大臣は、第一項の認定を受けた者(以下「認定

第七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定

項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業、協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第四条中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第八条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)とあるのは「その申請者」と、「その經營」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の經營」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条(前項の規定により適用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。)が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。  
(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例)

第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業については、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。」と、同条第二項の規定による届出を行なへばならないものについては、これらの規定による届出をした

第三条 製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十条第一項又は第十四条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十条第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十一条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(以下この項において「食品製造業者等」という。)が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する認定生産製造連

産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定によること届出をしたものとみなす。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例)

第十一条 製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十条第一項又は第十四条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

(種苗法の特例)

第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第

四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認

識者等に對し、必要な資金のあつせんを行

うること。

三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事

業計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造

業者等に對し、必要な資金のあつせんを行

うること。

五 前号に掲げる業務に附帯する業務を行

うこと。

六 前項の規定により食品流通構造改善促進機

の業務が行わる場合には、次の表の上欄に掲

げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ

いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字

句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一 携事業について、その実施に要する費用の一 部を負担して当該認定生産製造連携事業に参 加すること。
2 前項の規定により食品流通構造改善促進機 の業務が行わる場合には、次の表の上欄に掲 げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字 句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事 業計画に従つて施設の整備を行うこと。
四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等に對し、必要な資金のあつせんを行
うること。

一 携事業について、その実施に要する費用の一 部を負担して当該認定生産製造連携事業に参 加すること。
2 前項の規定により食品流通構造改善促進機 の業務が行わる場合には、次の表の上欄に掲 げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字 句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事 業計画に従つて施設の整備を行うこと。
四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等に對し、必要な資金のあつせんを行
うること。

一 携事業について、その実施に要する費用の一 部を負担して当該認定生産製造連携事業に参 加すること。
2 前項の規定により食品流通構造改善促進機 の業務が行わる場合には、次の表の上欄に掲 げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字 句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事 業計画に従つて施設の整備を行うこと。
四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造 業者等に對し、必要な資金のあつせんを行
うること。

業を行う認定育成事業者であるときは、政令で

定めるところにより、同法第六条第一項の規定

により納付すべき出願料を軽減し、又は免除す

ることができる。

一 その出願品種の育成(種苗法第三条第一項

に規定する育成をいう。次項第一号において

同じ)をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定

する従業者等(次項第二号において「従業者

等」という)が育成した同条第一項に規定す

る職務育成品種(同号において「職務育成品

種」という)であつて、契約、勤務規則その

他の定めによりあらかじめ同項に規定する使

用者等(以下この条において「使用者等」とい

う)が品種登録出願をすることが定められて

いる場合において、その品種登録出願をした

使用者等(以下この条において「使用者等」とい

う)が品種登録出願をすることが定められて

いる場合において、その品種登録出願をした

使用者等

(国の施策)

第十三条 国は、米穀の新用途への利用を促進す

るため、情報の提供、研究開発の推進及びそ

の成果の普及その他の必要な施策を講ずるととも

に、米穀の新用途への利用の促進の意義に対す

る国民の関心及び理解の増進に努めるものとす

る。

第十四条 国は、認定生産製造連携事業計画又は

認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造

連携事業又は新品種育成事業に必要な資金の確

保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十五条 国は、認定生産製造連携事業計画又は

認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造

連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必

要な指導及び助言を行つるものとする。

(報告の徴収)

第十六条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定

育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画

又は認定新品種育成計画の実施状況について報

告を求めることができる。

(権限の委任)

第十七条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定

育成事業者に對し、認定生産製造連携事業計画

又は認定新品種育成計画の実施状況について報

告を求めることができる。

(罰則)

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金

に処する。

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育

成品種であつて、契約、勤務規則その他の定

めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願

をすること又は従業者等がした品種登録出願

の出願者の名義を使用者等に変更することが

定められている場合において、その品種登録

出願をした使用者等又はその従業者等がした

品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この法律の規

定について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第三条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法

律第六百六号)の一部を次のようにより改正する。

第四十条第三項中「及び中小企業者と農林漁

業者との連携による事業活動の促進に関する法

律(平成二十年法律第三十八号)」を、「中小企業

者と農林漁業者との連携による事業活動の促進

に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平

成二十一年法律第一号)」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第二十三号)の一部を次のようにより改正する。

第一百二十四条第二項第三号中「第十一条第一

項」の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に

関する法律(平成二十一年法律第一号)第八

条第一項」を加える。

第一百二十七条第一項第一号二中「第十一条第一

項」の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に

関する法律(平成二十二年法律第一号)第八

条第一項」を加える。

我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果た

す役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物

である米穀の新用途への利用を促進するため、基

本方針の策定並びに生産製造連携事業計画及び新

品種育成計画の認定について定めるとともに、こ

れらの計画の認定を受けた者に対する農業改良資

特例を創設する必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情

報の伝達に関する法律案

米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地

情報の伝達に関する法律

第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等に

の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び產地

情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に

関し、食品としての安全性を欠くものの流通を

防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円

滑な流通を確保するための措置の実施の基礎と

するとともに、米穀等の產地情報の提供を促進

し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の

増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展

を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに菓

事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定す

る医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。

以下同じ)であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行

う者をいう。

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流

通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一

般消費者がその購入等に際してその產地を識別

することが重要と認められる米穀等として政令

で定めるものをいう。

4 この法律において「產地」とは、指定米穀等に

あつては、その產地をいい、飲食料品である米穀の產地(飲

食料品として輸入される指定米穀等であつてそ

の原材料である米穀の產地が明らかでないもの

その他の主務省令で定める指定米穀等にあつてそ

の主務省令で定める事項)をいう。

## (取引等の記録の作成)

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称及び産地、米穀等にあつては、その名称及び産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの受託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

## (米穀事業者の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

## (搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は「失をしたときは、第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日（失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）、搬出及び搬入をした場所（他の米穀事業者との間で

搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所）その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

## (記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

## (米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管

の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行つた場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

## (一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項まで（同条第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の第六第五号）の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

提供をする指定米穀等について、その産地の情報を「一般消費者が知ることができるようにする

（主務大臣等）

措置として主務省令で定めるものがとられない場合であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を見ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

## (勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

三 内閣総理大臣 農林水産大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前項各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めたる大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

第一 条款第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

三



第五十八条を削る。

第五十九条中「忌避した者は、三十万円」を「忌避し、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条中「第五十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条(第七条の三第三項に係る部分に限る)一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条第七条の三第二項に係る部分を除く。)又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二節第一款の次に一款を加える改正規定並びに第五十二条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における米穀の流通の状況にかんがみ、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るために、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。